



平成 29 年 3 月 14 日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、平成 28 年熊本地震による災害及び平成 28 年台風第 10 号等による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長する政令が本日閣議決定されました。

I 政令の概要

激甚法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

- (1) 東日本大震災
 - ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
平成 29 年 3 月 31 日 → 平成 30 年 3 月 31 日
- (2) 平成 28 年熊本地震による災害
 - ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
平成 29 年 4 月 13 日 → 平成 29 年 10 月 13 日
- (3) 台風第 10 号等（平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害
 - ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
平成 29 年 3 月 22 日 → 平成 30 年 3 月 22 日

II 特例措置の概要

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要（激甚法第 12 条）

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。
- (2) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の概要（激甚法第 25 条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給します。

III 今後の予定

3 月 17 日（金） 公布・施行（予定）

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）